

目 次

規 則

- ・津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・市道路線の供用開始
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・公示送達

公 告

- ・津市公共下水道事業受益者負担金（分担金）を賦課する区域
- ・津都市計画及び安濃都市計画の変更
- ・犬の抑留

教委規則

- ・教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・波瀬財産区議会議員選挙の選挙期日
- ・波瀬財産区議会議員選挙の選挙期日投票区の決定
- ・波瀬財産区議会議員選挙における投票所の決定
- ・波瀬財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同
- ・波瀬財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時
- ・波瀬財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
- ・波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定
- ・波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
- ・波瀬財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
- ・波瀬財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間
- ・波瀬財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
- ・波瀬財産区議会議員選挙における当選人

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

津市長 松田直久

津市規則第19号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 津市アストプラザ内会議施設等（ギャラリーを除く。）

第2条に次の1号を加える。

(6) 津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等（多目的研修室及び文化交流室に限る。）

第4条第1号中「第4号」を「第5号」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 第2条第4号に掲げる施設 使用しようとする日の属する月の3月前の日の翌日から当該使用しようとする日の7日前まで

(5) 第2条第6号に掲げる施設 使用しようとする日の属する月の3月前の日の7日後の日から当該使用しようとする日の7日前まで

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

（津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部改正）

2 津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成18年津市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 会議施設等（ギャラリーを除く。）の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

（津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部改正）

3 津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平

成 18 年津市規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市民ギャラリー等(多目的研修室及び文化交流室に限る。)の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則(平成 18 年津市規則第 57 号)第 4 条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

第 5 条第 1 項中「前条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「、前条第 3 項」に改める。

津市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月17日

津市長 松田直久

1 路線名 249 檜木原新開線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
美里村大字三郷檜木原100番1地先から 美里村大字三郷字下田2154番地先まで	旧	9.5～50.0	800.0
津市美里町三郷字檜木原98番2地先から 津市美里町三郷字下田2154地先まで	新	9.3～13.0	766.6

津市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月17日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
249	檜木原新開線	津市美里町三郷字檜木原 98番2地先から	平成19年 4月17日
		津市美里町三郷字下田 2154番地先まで	

津市告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 18 日

津市長 松田直久

1 届出者

太田地区自治会

三重県津市安濃町太田 61 番地

代表者 平松周生

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	山下悦司 津市安濃町太田 1835 番地
	変更後	平松周生 津市安濃町太田 122 番地 2

3 変更の年月日

平成 19 年 4 月 1 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第 1 3 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 8 日

津市長 松田直久

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1446 番地

代表者 豊田憲二

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	紀平武則 津市安濃町川西 1456 番地 3
	変更後	豊田憲二 津市安濃町川西 1380 番地 1

3 変更の年月日

平成 1 9 年 1 月 1 5 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第132号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第522号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月18日

津市長 松田直久

1 届出者

上野自治会

三重県津市白山町川口7629番地

代表者 川北建一

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	浅尾 清 三重県津市白山町川口1574番地3
	変更後	川北 建一 三重県津市白山町川口1700番地3

3 変更の年月日

平成19年4月1日

4 変更の理由

平成19年3月14日の臨時総会において新任

津市告示第 1 3 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年安濃町告示第 21 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 4 月 1 8 日

津市長 松田直久

1 届出者

妙法寺自治会

三重県津市安濃町妙法寺 99 番地 4

代表者 大森吉昭

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	大森幹郎 津市安濃町妙法寺 951 番地 2
	変更後	大森吉昭 津市安濃町妙法寺 106 番地

3 変更の年月日

平成 1 9 年 4 月 1 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第134号

下記の者に対する差押解除通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年4月20日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第135号

下記の者に対する差押調書・配当計算書・充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年4月20日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
津市城山一丁目14番23号	ハウスネット株式会社	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第136号

下記の者に対する差押調書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年4月20日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
有限会社 新光土木	津市高茶屋小森町 2687 番地 3	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第137号

下記の者に対する納期限変更告知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年4月20日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 4 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 3662 広明町河辺町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市渋見町黒田 283 番 2 地先から 津市渋見町黒田 286 番 11 地先まで	旧	5.0~7.3	56.3
津市渋見町黒田 283 番 2 地先から 津市渋見町黒田 286 番 11 地先まで	新	5.0~20.6	56.3

津市告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3662	広明町河辺町線	津市渋見町黒田283番2地先から	平成19年 4月20日
		津市渋見町黒田286番11地先まで	

津市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
2015	影重堤防線	津市白塚町字境1585番地先から	平成19年 4月20日
		津市河芸町影重字濱新田2868番2地先まで	

津市告示第141号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成19年4月23日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0805191	平成18年10月1日	平成19年3月1日
9200074	平成18年10月1日	平成18年12月16日
0525154	平成18年10月1日	平成19年2月19日
0104958	平成18年10月1日	平成19年3月1日
6122803	平成18年10月1日	平成19年2月28日
1291034	平成18年10月1日	平成19年3月13日
0585299	平成18年10月1日	平成19年3月21日
8107826	平成18年10月1日	平成19年3月22日
0106887	平成18年10月1日	平成19年3月12日
0924092	平成18年10月1日	平成19年3月23日
1330097	平成18年10月1日	平成19年3月28日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0525154	平成18年8月1日	平成19年2月19日

津市告示第142号

下記の者に対する交付要求書、納期限変更告知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年4月26日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第57号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により平成19年度に負担金（分担金）を賦課しようとする区域を定めたので、公告します。

平成19年4月18日

津市長 松田直久

負担金（分担金）を賦課する区域

橋内東部第2処理分区第5負担区（末広町の一部）2,816.00平方メートル、橋内東部第2処理分区第6負担区（住吉町の一部、高洲町の一部、中河原の一部）44,996.74平方メートル、橋内東部第2処理分区第7負担区（なぎさまちの一部）213,960.00平方メートル、津第1処理分区第3負担区（雲出本郷町の一部）2,640.17平方メートル、津第3-2処理分区第1負担区（高茶屋三丁目の一部）981.70平方メートル、津第3-2処理分区第2負担区（高茶屋五丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、高茶屋小森町の一部）119,417.53平方メートル、津第3-2処理分区第3負担区（高茶屋小森町の一部）7,194.26平方メートル、津第3-3処理分区第1負担区（高茶屋小森町の一部）501.00平方メートル、津第4処理分区第1負担区（城山一丁目の一部、城山三丁目の一部）10,584.43平方メートル、津第5処理分区第1負担区（津興の一部、藤方の一部）773.77平方メートル、津第5処理分区第2負担区（津興の一部、新町二丁目の一部）16,277.74平方メートル、津第5処理分区第3負担区（大倉の一部、津興の一部、大園町の一部、桜田町の一部、垂水の一部、藤方の一部）144,965.09平方メートル、津第5処理分区第4負担区（津興の一部、半田の一部）60,694.28平方メートル、津第5処理分区第5負担区（半田の一部、神戸の一部、垂水の一部、雲出本郷町の一部）7,642.21平方メートル、北部負担区（久居持川町の一部、久居北口町の一部、久居相川町の一部、久居新町の一部）50,181.85平方メートル、中央第一負担区（戸木町の一部）15,030.03平方メートル、白山第5処理分区第1分担区（二本木の一部）493,832.83平方メートル。

津市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成19年4月18日

津市長 松田直久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画公園

5・5・2号 町民の森公園

5・5・3号 中勢グリーンパーク

津都市計画緑地

第1号雲出川緑地

第11号雲出緑地

津都市計画墓園

第1号偕楽霊苑

津都市計画下水道

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）

津都市計画河川

二級河川田中川

安濃都市計画公園

5・5・1号 安濃中央総合公園

津都市計画及び安濃都市計画下水道

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

2 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市公告第59号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年4月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 4月 16日
- 2 抑留期間 平成19年 4月 19日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 棕本	柴犬	うす茶	メス	中	不明	ヒモ付
2	津市 芸濃町 棕本	ビーグル	白茶黒	オス	中	不明	青い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月23日

津市教育委員会委員長 中西 智子

津市教育委員会規則第5号

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 津市橋北公民館

附 則

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 津市橋北公民館の使用許可を受けようとする者は、教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年4月20日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年4月23日（月）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部の改正について
 - (2) 津市体育指導委員の任命について

津市選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、波瀬財産区議会議員選挙の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

選挙期日 平成19年4月23日

津市選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、津市一志町の波瀬地区の区域を分けて、次のように投票区を設けるので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

投票区名	区 域
第1投票区	下ノ世古、一区、中村、遠河、岩垣内、上出、川原出、野口、若柚
第2投票区	井ノ口、室ノ口

津市選挙管理委員会告示第69号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

投票区	投票所名
第1投票区	津市波瀬ふれあい会館
第2投票区	室の口公民館

津市選挙管理委員会告示第70号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

津市選挙管理委員会告示第71号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 場 所

津市役所波瀬出張所

2 日 時

平成19年4月23日 午後8時30分から

（ただし、無投票の場合の選挙会は、平成19年4月24日午前9時から定められた場所で行う。）

津市選挙管理委員会告示第72号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 投票管理者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		大川 幸朗
第2投票区		中川 一益

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		青木 敏人
第2投票区		北口 孝則

津市選挙管理委員会告示第73号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

1 期日前投票所の場所

津市役所波瀬出張所

2 期日前投票所を設ける期間

平成19年4月19日から平成19年4月22日まで

津市選挙管理委員会告示第74号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 期日前投票管理者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
4月19日		徳田 博之
4月20日		徳田 博之
4月21日		徳田 博之
4月22日		徳田 博之

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
4月19日		清水 利昭
4月20日		清水 利昭
4月21日		清水 利昭
4月22日		清水 利昭

津市選挙管理委員会告示第75号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 くじの場所 津市役所波瀬出張所
- 2 くじの日時 平成19年4月18日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第76号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第77号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令(昭和25年政令89号)第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成19年4月18日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

支出金額の制限額 1,0772,000円

津市選挙管理委員会告示第78号

平成19年4月23日執行の波瀬財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成19年4月24日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

氏 名	住 所
小畑 隆	津市一志町波瀬 4 2 8 2 番地
吉井 幸重	津市一志町波瀬 2 5 0 2 番地
平山 三夫	津市一志町波瀬 4 2 9 1 番地 2
田中 壽彌	津市一志町波瀬 4 5 4 9 番地
久世 毅	津市一志町波瀬 7 0 2 9 番地
森田 豊	津市一志町波瀬 2 1 7 8 番地 1
永井 三好	津市一志町波瀬 1 8 4 7 番地
竹内 善一	津市一志町波瀬 3 5 6 6 番地 1
藤井 忠和	津市一志町波瀬 5 8 3 4 番地
藤岡 輝男	津市一志町波瀬 5 1 7 6 番地 4
古田 美壽夫	津市一志町波瀬 4 0 8 8 番地

津市水道局告示第7号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平19年4月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社横山組	津市芸濃町椋本924番地1	平成19年3月27日